

地震免責条項と保険会社の情報開示説明義務

——「奥尻保険金請求訴訟」第一審判決

函館地裁平成 12 年 3 月 30 日判決

(平成 6 年(ワ)第 110 号ほか保険金請求事件)

(判時 1720 号 33 頁)

〈事実の概要〉

本件は、平成 5 年 7 月 12 日に発生した北海道南西沖地震の後に生じた火災によって家屋を焼失した奥尻島青苗地区の住民 X らが、火災保険会社 Y らを相手取って火災保険金の支払を求めて提訴した集団訴訟である。Y らは、火災保険普通保険約款中の、「当会社は、地震またはこれによる津波によって発生した損害（これらの事由によって発生した火災が延焼又は拡大して生じた損害、および発生原因のいかんを問わず、火災がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます）に対しては保険金を支払いません」という趣旨のいわゆる「地震免責条項」を援用して支払を拒絶しているところ、X らは、本件地震免責条項について、その拘束力や解釈問題、内容上の有効性を争って保険金支払を求めるとともに、予備的に、契約締結にいたる過程での説明義務が尽くされていなかったとして、（地震保険料を差し引いた）保険金相当額の損害賠償を求めた。また、本件で問題となった多くの火災保険契約は、家屋建築に際しての融資に付随して締結されたものであり、契約手続の仲介者によって機械的に申込書面の地震保険への不加入意思確認欄への押印がなされたふしがあり、「地震保険原則自動付帯」方式の持つ意味についても争われている。ちなみに、新聞報道等によれば、裁判所は、判決に先だって、X らが本訴請求を放棄すること、Y らが X らの訴訟費用の一部を負担すること、Y らが地震保険や地震免責条項についての一層の情報提供や地震保険付帯加入の有無の意思確認を十分に行うよう努めることなどを内容とする和解勧告を試みたが、Y らは和解案の受諾を拒否したと伝えられる。

〈判 旨〉

請求棄却。

判決理由は、結論的に、地震免責条項を含む約款の拘束力が、当事者の「約款による」旨の意思の推定により肯定され、かかる地震免責条項もまた信義則あるいは公序良俗に反するものでなく有効であって、本件各火災事故は、当該免責条項にい「地震による火災」にあたる、とした上で、保険会社の情報開示・説明義務について次のように述べた。

「少なくとも、本件地震が発生した平成 5 年当時において、火災保険契約における地震免責条項及び地震保険について、国民一般の広い範囲において十分に知られていたとは到底いい難い状況にあり、地震火災による損害についても火災保険契約によって担保されると誤解する者も少なからずいたものと推認することができる。また、……X らの学歴、職業、年齢等を考慮すると、X らは、その傾向がより高かったのではないかと推測することもあるがち不合理ではない」。「一般に、契約当事者の間において、その契約に関わる情報が、専門性が高いこと、高度なこと若しくは多量なこと又は契約内容が一方当事者（事業者）の定めた技術的、精緻な条項規定によらざるを得ないこと等の理由によって、事業者側に偏在し、他方の当事者（消費者）が当該情報を得ることは、事業者による提供がされない限り困難な状況にあり、私法上の根本原則たる私的自治や自己責任原則……を十分に全うすることができないと認められる場合には、当該情報の保有者である事業者は、消費者に対して、その情報を開示して、十分に説明して、十分な理解を得るべきことが要請される。……その義務を懈怠した場合には損害賠償責任を負担すべきであると判断される場合があり、その根拠は信義則に求めることができる。」また、地震免責条項および地震保険についての情報は（旧）募取法 16 条 1 項にい「重要な事項」に該当し、「私法上の法的義務の存否を判断する際に、重要な要素として、相当の比重を占めるべきことは、明らかで

ある」。しかし、「少なくとも、本件各火災保険契約締結時においては、保険会社ないし保険代理店の当該違反行為が損害賠償責任に直結するような『一般的な情報開示説明義務』として、右の情報提供の要望をとらえることは困難であって……個別の具体的な契約締結状況における信義則違反ないし信義則上要求される義務の違反を評価するに当たり重要な要素として考慮すべき」ものにとどまる。しかして、「X らの個別の具体的な本件各火災保険契約締結の状況において、Y らの契約締結補助者が、X らに地震保険加入・不加入の意思決定の機会を与えず、地震保険意思確認欄が作出された旨の……信義則に違反する事実は肯認することができない。」

〈解 説〉

1 本件は、社会的にも注目を集めた奥尻保険金請求訴訟の第一審判決で、現在なお控訴中である。判決理由は詳細で、質・量ともに優に一編の論文に匹敵し、判決前に粘り強く行われた和解協議への努力を含めて、担当裁判官の本件問題の根本的解決に向けた並々ならぬ意欲を感じさせるものである。論点は多岐にわたるが、以下では紙数の関係もあり、問題の枠組みと、本件で最も注目される保険会社の地震免責条項・地震保険に関する保険会社の説明義務、「地震保険原則自動付帯」方式の契約書の関係について簡単に触れるにとどめたい。

2 火災保険契約において、地震による火災事故を保険対象から除外しようとする地震免責条項が約款中に挿入され、その効力が争われるようになって、既に久しい。問題は、いくつかの局面で展開する。

第 1 に、そのような条項内容が火災保険契約に組み込まれたと評価できるかどうか。この点、従来の判例理論が、いわゆる「意思推定説」に立脚して結論を肯定してきたことは周知の通りである（大判大正 4・12・24 民銀 21 輯 2182 頁、損保判例百選（第 2 版）1 事件（大塚龍児））。しかし、現在では、その前提として一定の事前の約款開示措置が不可欠であること、「給付記述条項」や「オブリーゲンハイト条項」といった条項内容の種類や性格によって要求される開示の程度に差異があることが論じられるようになり（山下友信「普通保険約款論」法協 96 卷 9 号～97 卷 2 号）、アン・ブロックな拘束力否定の前に、契約締結過程でのヨリ実質的開示の要求されるべき場面が少なくないことも認識されるようになった。その意味では、

無形サービスである保険商品内容を形成する給付記述条項にあって、その重要な商品特質に関するものは、一般の付随的条項である約款の拘束力に関する伝統的議論とは別の次元で論ずることがふさわしく（「商品形成条項」としての性格については、吉川吉衛・現代の保険事業（1992 年）114 頁、長尾治助「損害保険サービス法の再整備」立命館法学 246 号），そこでは、契約内容の説明義務・情報提供義務との連続面が強く意識されることになる。商品の重要な特質を正しく買い手に伝えることは、通常の契約にあっても大前提であって、約款が組み込まれるべき個別の契約本体を有効に成立させるためにも不可欠な事柄だからである（場合によつては、「錯誤」と「契約締結上の過失」に基づく損害賠償の組み合わせによる問題展開がある）。最近では、とりわけ投資関連商品に関して、顧客の契約への「適合性」まで問題とされていることを考慮すると、重要な契約内容情報についての実質的開示のあり方は、顧客圏との対応で、更にきめ細かな配慮が要求される段階にあることに留意しなければなるまい。

第 2 は、条項内容の解釈・適用に関わる。約款法の領域では、いわゆる「制限的解釈」や「約款作成者不利の原則」が既に世界的にも確立された法準則として認知されているが、ことは約款問題に限定されない。約款条項の内容が平均的顧客の理解に従った合理的な内容で統一的・客観的に解釈されるべきことは言うまでもないが、一方的に給付内容や給付条件を確定して表現を与えることのできる立場にある者が、そこに残された不明確さや曖昧さに起因するコミュニケーション・エラーのリスクを負担すべきことは、一般の民法レベルにおいても肯定される考え方である（旧民法にはまさにそのような規定があり、「当然のこと」として整理されたにすぎない）。したがって、地震免責に関する記述が、当該火災事故をカバーするものであるかどうかについて客観的に疑義がある（多様に解釈可能な）場合には、この点を争いうることとなり、内容確定ができない場合には顧客側に有利な解釈がもたらされる。もっとも、本件でも大いに争われているように、実際問題では、地震との因果関係の立証・認定そのものが重要な課題となることは言うまでもない（この問題については、野津努「地震免責約款の解釈」損保研究 34 卷 3 号 23 頁、山本哲生・ジュリ 1159 号 157 頁など参照）。

第 3 は、地震免責条項の内容的合理性についてで

ある。商法 640 条の規定ぶりと比較した場合、現在用いられている地震免責条項が「戦争其他ノ変乱」を具体化した上で、幾分拡張していると見られる可能性は否めない。無論、商法 665 条、640 条は任意規定と解されているから、当事者の合意によって改変可能なものであるが、およそ約款を用いて任意規定に含まれた正義内容を一方的に改変しようとする場合には、約款使用者の相手方の利益への配慮義務に基づき、一定の合理的理由が存在しているのでなければなるまい。とすれば、軽微な地震や保険数理に与える影響の小さな局地的な災害にまで免責の対象を拡大している場合は、そこに合理的な理由が見いだされるかどうかが吟味されてしかるべきであろう。確かに、地震災害の発生や規模は予測困難であり、大数法則にのっとった厳密なリスク計算に馴染まないものであるから、これを付保の対象から排除することにもそれなりの合理性がある。しかし、日本のような地震国において、かかる危険を完全に排除することは、顧客の合理的期待や保険の持つ社会的使命からも、必ずしも適当ではない。その意味で、昭和 41 年の地震保険法制定は 1 つの制度的選択であるが、この地震保険を充実させるには、保険資本を危殆化しないだけの合理的な保険金額の設定と、公的支援、できるだけ広汎な危険分散が必要である。地震保険を火災保険に原則自動付帯とすることによって、広く危険の分散をはかろうとした政府の方針は、そのような意図にでたものと思われる。もちろん、(地域的特性に左右された) 選択によるリスク偏在の危険があるにせよ) 顧客の意に反した加入の強制がないよう、地震保険への加入に関する十分な選択権を顧客のために確保することも重要であって、保険契約申込書に敢えて、その点に関する特別な意思確認欄を設けているのも適切な配慮であろう。となると、この段階での地震免責の射程と内容の合理性は、別途地震保険への加入への選択権が適切な形で保障されているかどうかを踏まえて、判断されるべきではあるまいか。このことは、契約成立レベルでの、顧客の合理的期待と商品内容の不一致を能う限り回避するという意味でも重要である。その際、仮に地震保険付きの火災保険を「セット商品」として提示し、申込み段階で、事業者側の説明不足や手続の省略などにより地震保険を不要とする意思確認に失敗した場合、いかなる内容で合意ができあがっていると解釈すべきかは問題たり得よう。セットとしての地震

保険付きの保険契約あるいは商法 665 条によって補充された形での保険契約が成立したと解すべき余地があるからである。また、そうでないとした場合にも、顧客の地震保険契約締結の「失われた機会」が全く放置されてよいということにはなるまい。

3 以上のような問題枠組みからみたとき、本件の判決理由で詳論されている保険会社の情報開示説明義務は、問題処理の中間項として、きわめて重要な意味を持つことになる。それは、最近の立法である消費者契約法第 3 条の努力義務、取消権と結びつけられた第 4 条 1 項、2 項の重要な情報の適切な形での提供義務、損害賠償責任と結びつけられた金融商品販売法第 3 条の説明義務などの根底に流れる思想に通じるものであり、(旧) 募取法 16 条(保険業法 300 条 1 項)と相まって、少なくとも民法 1 条 2 項の信義則を媒介として一定の私法上の効果を導くのに十分な根拠を提示しているように思われる。なお、判決理由は、一般的な情報開示説明義務と、個別の具体的な契約締結状況における信義則違反を分けて論じるが、いずれも契約締結過程における信義則の現れであり、問題は、いかなる効果(罰則・給付内容の確定・損害賠償・取消権など)をそれを結びつけて論ずるかにかかっているに過ぎない。判決が言うように、当時の保険会社には、概して損害賠償責任と結びついた一般の情報開示説明義務を肯定することができないとすると、個別の信義則違反を認定できるだけの追加的な間接事実の主張・立証が必要となるだけに、通常の顧客にとっては酷な結果となるかも知れない。取締規定違反の私法上の効果を含めて、更に検討の余地がありそうである。

〈参考文献〉

本文中に掲げたものは、岩崎稟「地震損害と保険」現代損害賠償法講座 8 卷(1973 年) 53 頁、大澤康孝・損保判例百選(第 2 版) 44 事件解説(1996 年)、小林登・損保判例百選(第 2 版) 45 事件解説(1996 年)、竹瀬修「震災と地震保険契約」民商 112 卷 4 = 5 号(1995 年) 732 頁、金澤理・塙崎勤編「損害保険訴訟法【北河隆之】」(裁判実務大系 26)(1996 年)、岡田豊基「阪神・淡路大震災と保険」神戸学院法学 26 卷 1 号(1996 年) 1 頁以下、河上正二・約款規制の法理(1988 年)など。商法 665 条に関する資料集として、新戸建男・池田綾子・兵庫県南部地震と火災保険訴訟(EPIC, 1997 年)がある。また、消費者契約法との関係につき、山本敬三「消費者契約法と情報提供法理の展開」金法 1596 号(2000 年) 6 頁、横山美夏「消費者契約法における情報提供モデル」特集・民商 123 卷 4 = 5 号(2001 年) 551 頁、特集・ジュリ 1200 号(2001 年)の関連論稿。

かわかみしょじ
(河上 正二 東北大学教授)